

綾部市スキー協会規約

(名称)

第1条 本会は、綾部市スキー協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、事務局担当理事宅に置く。

(目的)

第3条 協会は、一般財団法人綾部市スポーツ協会に属し、スキー技術の向上や普及発展に努める。また、協会員相互の親睦を図るとともに関係団体と協力し地域スポーツの振興に寄与する。

(事業)

第4条 協会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 各種スキー行事の実施並びに協力
- (2) スキー技術の講習、指導及び研究
- (3) その他、目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、目的を理解し協会登録料を納めた者とする。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

2 必要に応じて相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第7条 役員を選出方法は次による。

- (1) 会長・副会長は、理事会において選出し、総会の承認を得る。
- (2) 理事は、会長が選出し、理事会の承認を得る。
- (3) 理事長は、理事の互選により理事会で定める。

(4) 監事は、会長が委嘱し、理事会で承認を得る。また、他の役員を兼務することはいない。

(5) 相談役は、会長が選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は会を代表する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

(3) 理事長は、会長・副会長を補佐し、会を運営する。

(4) 理事は、理事長を補佐し、会の運営及び各種事業を企画・立案、執行する。

(5) 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(6) 相談役は、会長の求めに応じ助言する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再選出を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、後任役員を選出し、任期は残任期間とする。

(総会)

第10条 総会は年1回開催し、必要に応じ臨時に開催することができる。

2 総会は会長が招集し、議長は会長が務める。

3 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事会が招集の必要を決議したとき

4 総会は、次の事項を議決する。

(1) 本会の事業計画および予算案の決定

(2) 本会の事業報告および決算報告の承認

(3) 会長及び副会長の選任及び解任

(4) 会長が選出した相談役の承認

(5) 規約の変更

(6) その他重要事項で理事会において必要と認める事項

5 総会は、会員総数の2分の1以上の出席により（委任状含む）、出席者の過半数を持って議決する。

6 会長が必要と認めた場合、理事会を総会に代えることができる。

7 18歳未満の会員の議決権は、保護者が代理で行使できるものとする。

(理事会)

- 第11条 理事会は、必要に応じて開催し、会長が召集する。
- 2 理事の2分の1以上の請求があったときは、ただちにこれを召集しなければならない。
 - 3 理事会は、会長・副会長・理事長・理事で構成し、監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。
 - 4 理事会の議長は、理事長が務める。
 - 5 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 各種事業の企画・立案並びに執行
 - (3) 理事の互選による理事長の選任及び解任
 - (4) 会長が選出した理事の承認
 - (5) 会長が委嘱した監事の承認
 - (6) 専門部会の設置と専門部長の選任及び解任
 - (7) 専門部会の各種事業の承認
 - (8) その他本会の事業や運営に係る重要事項
 - 6 理事会は、構成員の2分の1以上の出席により（委任状含む）、出席者の過半数を持って議決する。

(専門部会)

- 第12条 第4条各号で掲げる事業を行うため、理事会の承認を得て専門部を設置する。
- 2 専門部長は、理事が兼務し、理事会で定める。
 - 3 専門部会は、必要に応じて専門部長が召集する。
 - 4 専門部会は、各種事業を企画・立案し、理事会の承認を得て事業を執行する。

(経費)

- 第13条 協会の運営は、次の収入をもって充てる。
- (1) 協会登録料
 - (2) 事業収入
 - (3) 補助金、寄付金
 - (4) その他の収入

(会計)

- 第14条 協会の会計は、一般会計と特別会計とし、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(協会登録料)

第15条 第12条に定める協会登録料は、1会員年間1,000円とする。

(委任)

第16条 この規約に定めることのほか必要な事項は、理事会において決める。

附 則

本規約は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成4年10月22日から施行する。

附 則

本規約は、平成5年11月14日から施行する。

附 則

本規約は、平成6年11月12日から施行する。

附 則

本規約は、平成8年10月4日から施行する。

附 則

本規約は、平成10年9月25日から施行する。

附 則

本規約は、平成12年12月11日から施行する。

附 則

本規約は、平成20年11月13日から施行する。

附 則

本規約は、令和2年11月16日から施行する。